

## 蒲郡市罹災証明書等交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内（以下「市内」という。）で発生した災害による被害を受けた者の証明に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（火災を除く。）をいう。
- (2) 住家 社会通念上の住家であるかどうかを問わず、現実に住居のために使用している建物及び常時人が居住している建築物の部分をいう。
- (3) 住家以外の物件 住家以外の建築物、建築物に付随する外構及び構築物又は自動車等の動産その他これに類するものをいう。

### (証明書の種類及び内容)

第3条 この要綱により交付する証明書（以下「証明書」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明の内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罹災証明書（第1号様式） 災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害について、実地調査等によりその事実を市が確認することができる場合に限り、その被害の程度について証明するものをいう。
  - (2) 罹災届出証明書（第2号様式） 災害による被害を受けた住家が確実な証拠によって立証できない場合若しくは被害の程度の判定を要しない場合又は住家以外の物件の被害について、市長に届け出た事実を証明するものをいう。
- 2 証明書は、災害による被害額は証明しないものとする。
  - 3 罹災証明書における被害程度の判定及び損害割合は、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づくものとする。

### (証明書の対象)

第4条 証明書の交付の対象となるものは、市内で発生した災害により被害を受けた住家又は住家以外の物件とする。

(証明書の交付対象者)

第5条 証明書の交付を申請することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 住家又は住家以外の物件の所有者（その相続人を含む。）
- (2) 住家及び住家以外の物件の使用者

(証明書の交付申請等)

第6条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災後90日以内に罹災証明書交付申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときはこの限りでない。

2 罹災届出証明書の交付を受けようとする者は、罹災届出書（第2号様式）に次の書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 罹災の状況が分かる写真
- (2) 前号のほか、罹災の状況が分かる書類等

3 前2項の場合において、申請者又は届出者は、運転免許証、旅券その他申請者又は届出者本人であることを示す書類を提示しなければならない。

4 第1項の申請及び第2項の届出は、代理人によってすることができる。この場合においては、代理人は、委任状を提出しなければならない。

(実地調査)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、災害に係る住家の被害認定基準運用指針等に基づき、住家に生じた被害の状況を実地に調査しなければならない。ただし、当該申請書に係る被害について、申請者が被害程度を「準半壊に至らない（一部破損）」であることを自ら判定しており、かつ、被害の状況を示す写真等の資料から「準半壊に至らない（一部破損）」となることが一見して明らかに判定できる場合は、申請者の同意を得た上で実地調査を省略することができる。

2 市長は、前条第2項の届出があったときは、同項各号に掲げる書類により罹災状況を確認することとし、原則として実地調査は行わないものとする。

(証明書の交付)

第8条 市長は、第6条第1項の申請又は同条第2項の届出があったときは、審査のうえ、適当と認めたときは、それぞれ罹災証明書又は罹災届出証明書を交付するものとする。

2 証明書の様式について、その提出先において特に定めがあるときは、当該様式への証明をもって前項の交付に代えることができる。

(再調査の申請)

第9条 罹災証明書の交付を受けた者（第8条第2項の規定により交付を受けた者を含む。）が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し再調査を申請することができる。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、被害認定再調査申請書（第4号様式）を提出して行うものとする。

(手数料)

第10条 証明書交付に係る手数料は、徴収しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

第1号様式（その1）（第3条関係）

--

第 号

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日
罹災原因			
被災住家*の所在地			
住家*の被害の程度			
浸水区分			
備考			

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

蒲郡市長

印

第1号様式（その2）（第3条関係）

--

第 号

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
罹災原因	
被災住家の所在地	
住家の被害の程度	
備考	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

蒲郡市長

印

第2号様式（第3条及び第6条関係）

## 罹災届出書

年 月 日

蒲郡市長 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

※署名又は記名押印

電話番号

罹災者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
罹災原因	年 月 日の による	
被災した 物件	所在地	蒲郡市
	種類	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家 ( ) <input type="checkbox"/> 車両 (標識番号等 車名 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	被害の状況	

※本人若しくは同一世帯員以外の方が届出する場合は委任状が必要です。

## 罹災届出証明書

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明します。

年 月 日

第 号

蒲郡市長

印

第3号様式（第6条関係）

罹災証明書交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 (窓口に来た人)	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	※署名又は記名押印
	連絡先	
	罹災者との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯親族 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
罹災者 (世帯主)	住 所	〒 →罹災証明書の 住所 の欄に載る <input type="checkbox"/> 申請者と同じ
	フリガナ	
	氏 名	→罹災証明書の 氏名 の欄に載る <input type="checkbox"/> 申請者と同じ
罹災した住家	所在地	蒲郡市 →罹災証明書の 所在地 の欄に載る (マンション等 )
	罹災者と住 家の関係	<input type="checkbox"/> 居住者 (自己所有) <input type="checkbox"/> 居住者 (賃貸) 所有者名 _____ <input type="checkbox"/> 所有者 (賃貸)
罹災原因	年 月 日の による	
被害の状況		
証明書の必要枚数	枚	
備 考		

※申請者（窓口に来た人）が本人又は同一世帯の親族以外の場合は委任状が必要です。

第4号様式（第9条関係）

被害認定再調査申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者 (窓口に来 た人)	住所	〒
	フリガナ	
	氏名	※署名又は記名押印
	連絡先	

申請者（窓口に来た人）が被災した住家の居住者又は所有者以外の場合は委任状が必要が必要です。

罹災者 (被災した 住家の世帯 主又は所有 者)	住所	〒 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ
	フリガナ	
	世帯主氏名	
	フリガナ 氏名	

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家の所在地	
住家の被害の程度	

再調査を求める理由	
再調査を求める理由 となる被害箇所	<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 内壁 <input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 床（階段含む） <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 設備

申請に当たっては、罹災証明書を添付してください。